

(様式第 4 号)

## 第 9 回 武石地域協議会 会議概要

|             |                                                                                                             |
|-------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 審 議 会 名   | 武石地域協議会                                                                                                     |
| 2 日 時       | 令和 6 年 12 月 12 日 (木) 午後 7 時から午後 8 時 40 分まで                                                                  |
| 3 会 場       | 武石地域自治センター3 階 大会議室                                                                                          |
| 4 出 席 者     | 橋詰会長、坂上副会長、大島委員、加藤委員、北原委員、児玉委員、近藤委員、<br>櫻井 (壯) 委員、佐藤委員、芝野委員、城下委員、中原 (健) 委員、<br>中原 (夏) 委員、平林委員<br>【欠席委員 2 名】 |
| 5 市側出席者     | 酒井武石地域自治センター長、鈴木地域振興課長、<br>白鳥市民サービス課長、岩下産業観光課長、若林武石地域教育事務所長、<br>下村地域総合調整幹、佐藤地域担当、岩井地域政策担当主査、<br>清水地域政策担当主査  |
| 6 公開・非公開    | <input checked="" type="checkbox"/> 公 開 ・ <input type="checkbox"/> 一部公開 ・ <input type="checkbox"/> 非公開      |
| 7 傍 聴 者     | 0 人 記者 0 人                                                                                                  |
| 8 会議概要作成年月日 | 令和 6 年 12 月 日                                                                                               |

|           |
|-----------|
| 協 議 事 項 等 |
|-----------|

### 1 開 会 (副会長)

### 2 あいさつ (会長、センター長)

### 3 協議事項

#### (1) 第 8 回地域協議会協議内容の確認について【事前資料 1】(事務局説明)

・委員からの意見、質問なし

#### (2) 第三次総合計画「地域まちづくり方針」について【事前資料 2】(事務局説明)

##### 【質疑等】

(会 長) 取組の方針の中にシビックプライドという言葉があるがどういう意味か。

(事務局) 地域への愛着、誇りといった意味になる。

(委 員) これから十年先は分からないが、方針はしっかり定め、それに向かっていろいろなことがあった場合は再度確認し、地域協議会、武石全体で話し合っていないといけないと感じた。今まで 10 人いたのに 5 人になったらもっと密になって話し合っていないとどの分野も助けていかれなくなるというも感じている。良い方針ができたと思う。

(委 員) 良い方針ができたと思う。後は内容を詰めていくことがこれからだと思う。

#### (3) 上田地域における地域協議会の設置単位と委員数等について【事前資料 3】(事務局説明)

##### 【質疑等】

① 上田地域を一つの設置単位にすることについて

② 最大 6 地域の協議会を一つにした場合の適正な委員数について

③ 通算して 3 期 6 年を超える委員の再任を認めていない現在の条例の見直しについて

(委 員) ①②③について答申案で良いと考える。

④ 委員の役割等の見直しの必要性について

(委 員) できる規定という言葉は初めて聞いたが、どのような事か。

(事務局) (上田市地域自治センター条例第6条第3項に)「まちづくりについての調査研究を行うものとする」というと必ずやらなければならないというような前向きな意味合いとなり、「～できる」という場合はやることもできるし、やらなくても良いといった緩みを持たせる表現となる。できる規定とすることによって地域によりスタンスを選べるのではないかという提案となる。

(委 員) 具体的にはどういったことか。

(事務局) 地域協議会と住民自治組織の役割の違いの中で、地域協議会の役割については市長等の諮問に対する審議、市長等が協議会の意見を聞き意見を述べる、協議会が自らの調査研究し提言という形で意見を述べるができることといったものとなる。これが住民自治組織側でも地域まちづくり計画を作成し、まちづくりについて調査研究をして課題を解決するために取り組んでいることもある。両方でまちづくりについて独自に調査研究しそれぞれの意見を出すということがある中で、同じ方向を向いている場合は良いが、違う方向で意見を出している地域もあり、それはあまりよくないのではないかという意見も出ている地域もある。それを解消する一つ的手段として、例えば地域協議会は独自にまちづくりということに関する調査研究は行わず、諮問に対する答申、意見を求められていることに対する回答に特化した組織にしても良いのではないかという意見も出ているため、他地域の状況もあり、意見を伺いながら決めていくことになる。それぞれの地域でどのように考えるかというところを今回意見としてお聞きしたいということである。

(委 員) 何か課題や問題があって、それを地域協議会で協議していかないといけないとなると皆で調べて答えていかなといけないということがありうるということなので、ここでできると謳っておかないと意見をまとめ、要望できないということか。

(事務局) その通りである。前回皆さんから出された意見だけ集約すると武石地域としては見直しの必要がないで終わってしまう。それだけだと他地域からいろいろな意見が出てくる中で、地域協議会として自ら調査研究したいという意見が出た場合にその機会を確保するという意味でこういったアイデアを武石地域として出しておいの方が良いのではないかと確認していただければと思う。

(会 長) 上田地域における地域協議会の設置単位と委員数等についての答申案について決定することとしてよろしいか。

(全委員了承)

○地域協議会に関するアンケートについて

【質疑等】

(委 員) 任期3期6年という設定になった経緯は。

(事務局) 委員の任期について地域協議会は合併後に設置された組織であり、当時は希望するなり手も多くいた。この規定がないと同じ委員が長期間残ってしまうといったことが想定され、3期6年で退いてもらうという規定を作ったことになる。

(委 員) 団体によっては手がいない状況であり、6年というものが取り除かれたい限りは続けないといけない感じになっている。その辺も考えて進めてもらいたい。

(事務局) 地域協議会の委員数も縮小していくという中で、選出する区分についても考えていかないといけないと思う。その辺も踏まえてご意見をいただきたい。

5 その他

(1) 第10回 地域協議会の日程について

日時：令和7年1月9日(木曜日) 午後7時～

場所：武石地域総合センター3階大会議室

6 閉 会（副会長）